

教育の情報化の推進に関する御意見について

平成27年7月2日
文化庁長官官房著作権課

文化庁においては、昨年度の委託調査研究（「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」（以下、「調査研究」という。））において、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等についての調査研究を行いました。

調査研究の結果、国内の教育機関におけるICT活用教育において、①教員による教材・参考文献等の公衆送信や異時の講義映像の公衆送信についてニーズが広く存在すること、②教員間における教材等の共有についてもこれを行うニーズが存在することがわかりました。ただし、第三者の著作物を利用するにあたってさまざまな制約があり、教育機関の著作物利用に対するニーズが十分に満たされていない状況にあることが明らかになりました。

このような状況については、①著作権者側において権利の集中管理を進め、ライセンス体制を充実させること、②教育機関における権利処理体制の整備・著作権制度の啓発・権利処理のノウハウ普及を進めること、③権利制限規定に基づく利用につきガイドラインを策定すること、④関連権利制限規定を整備することが課題として示されたところです。

今後の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の審議においては、上記課題を踏まえつつ、教育関係者や権利者団体の皆さまの御意見もお伺いしながら、ICT活用教育の推進のための著作権制度等の課題について検討することを予定しております。つきましては、権利者団体の皆様におかれては、小委員会において、以下の点について御意見をいただきたいと考えております。

- (1) 貴団体で実施している、ICT活用教育に関するライセンスの取組状況や今後の予定について
- (2) 授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の公衆送信について、リアルタイムのみならず異時のものについても権利制限規定の対象とすることについて
- (3) 教育目的で教員や教育機関の間で行う教材等の共有（複製、公衆送信）を権利制限規定の対象とすることについて
- (4) MOOC（Massive Open Online Courses、大規模公開オンライン講座）のような一般人向けの公開講座における教材・参考文献等や講義映像の公衆送信を新たに権利制限規定の対象とすることについて
- (5) その他（調査研究報告書の結果に関すること等）